

四日市市告示第103号

四日市市地域福祉推進委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年3月18日

四日市市長 森 智広

四日市市地域福祉推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の理念に基づき、地域特性を生かしつつ、地域住民、事業者及び行政の三者が、それぞれの立場で積極的な参加や相互協力のもと、主体的に本市の地域福祉を推進するため、四日市市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 四日市市地域福祉計画に関すること。
- (2) 四日市市重層的支援体制整備事業に関すること。
- (3) その他本市の地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

- 2 委員会は、別表に掲げる者をもって充てるものとし、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から2年後の日が属する日の年度末までとする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 4 公職の故をもって委員となった者は、任期中であってもその職を離れたとき、委員の職を失う。
- 5 第3項の規定にかかわらず、委員に交代があった場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員に準ずる者等を会議に出席させることができる。

(会議公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。なお、個人及び事業者等に関する情報については、

委員の意見により部分的に非公開とすることができる。

- 2 会議を部分的に非公開とするときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには、委員長が決するところによる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会は四日市市の地域福祉に関し、庁内外の関係各課、関係機関による横断的な取り組みをするために、ワーキンググループを設置することができる。なお、ワーキンググループの設置にかかる要領は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会及びワーキンググループの庶務は、健康福祉部福祉総務課が行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(召集の特例)

- 2 委員会の会議は、第4条第1項の規定により委員長が選出されるまでの間、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 別表（第3条関係）

### 四日市市地域福祉推進委員名簿

1	社会福祉に学識又は経験を有すると市長が認めた者
2	四日市市自治会連合会から選出される者
3	四日市市地区社会福祉協議会連絡協議会から選出される者
4	四日市市老人クラブ連合会から選出される者
5	四日市市民生委員・児童委員協議会連合会から選出される者
6	四日市市民生委員・児童委員協議会連合会から選出される者(主任児童委員)
7	福祉施設運営団体から選出される者
8	障害者団体から選出される者
9	四日市市人権擁護委員協議会四日市地区委員会から選出される者
10	社会福祉法人四日市市社会福祉協議会から選出される者
11	更生保護関係団体から選出される者

(健康福祉部福祉総務課)